



各 位

平成 19 年 5 月 9 日

会社名 株式会社 トーモク
代表者名 取締役社長 斎藤 英男
(コード番号 3946 東証 1 部)
問合せ先 取締役 岩本 正敏
Tel (03) 3213-6811

「当社株式の大量取得を目的とする買付行為（または 買収提案）に対する基本的な考え方」について

当社は平成 19 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得を目的とする買付行為（または買収提案）に対する基本的な考え方」について、下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は段ボール・紙器事業によってお客様の大切な商品の「品質」と「価値」を包み、また住宅事業によって人々の豊かな「暮らし」を包むという、「人々にとって大切なものをやさしく包む」を大きな事業コンセプトとし、物流と暮らしを支えるビジネスを開拓してまいりました。

そして段ボール製品は、そのリサイクル率の高さから環境問題の優等生と言われています。また当社のスウェーデンハウスは優れた高気密性・高断熱性により夏涼しく冬暖かいという快適な居住性だけでなく、CO₂の発生を抑え環境にもやさしいということで、販売子会社のスウェーデンハウス㈱が住宅メーカーとして初めて環境大臣表彰を受ける等、環境対応型の事業展開を経営の重要なテーマとしてきました。

その中で段ボール事業においては、「高品質な製品の供給」と「環境に配慮し清潔で明るい労働環境」に重点を置いた最新鋭の厚木工場を竣工させ、環境にやさしい水溶性インキを使用してより高度な美粧性や重厚性の表現を可能にした高速多色刷プレプリント印刷機を開発しました。また住宅事業ではスウェーデン生まれのユニバーサルデザインをベースに、高齢者や障害者にもやさしい住宅として更なる機能向上と高い居住性を追及していく等、新しい時代のニーズに耳を傾けそれを先取りしていく形で事業展開を行い、企業価値を最大化し長期安定的な配当等による利益還元を継続していくことを大きな経営目標としております。

そして物流と暮らしを支えるという事業活動を通して、数多くのステークホルダーに支えられて事業展開をしてまいりましたし、今後も多くのステークホルダーに信頼される価値ある企業であり続けることが当社の社会的責務と考えております。

その中で当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付行為（または買収提案）が行われる場合においても、それに応じるか否かは最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、それが当社の企業価値を高め株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしかかる買付行為が、多くのステークホルダーとの信頼関係やその利益を害するものであれば、それは当社の大切な経営資源を毀損することになりますし、また単なる高値での売抜け等を目的とするものや、強圧的二段階買収のように株主に株式の売却を事実上強要する虞のあるもの、買付行為を行う者が株主に対し買付に応じるか否かの判断をするための充分な情報や時間を提供しないもの、当社の取締役会が提案を評価・検討し代替案を提示するための充分な情報や時間を提供しないもの等であった場合も、当社の企業価値や株主共同の利益に反するものと言わざるを得ません。

このためかかる買付行為が行われる場合には、株主の皆様から当社の経営を負託された者の責務として、当該買付者の事業内容や将来の事業計画並びに過去の投資行動や当該買付の進め方等から当該買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し判断すると共に、株主の皆様に充分な情報開示に努める必要があると認識しております。

現在、当社株式についてかかる買付行為に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としてそのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（所謂「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかし当社としては当社株式の取引や株主の異動状況等を常に注視すると共に、有事対応のコンティンジェンシー・プランを策定し、かかる買付行為を企図する者が出現した場合には直ちに、社外の専門家を交えて当該買付行為（または買収提案）の評価や買付者との交渉を行い、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないと判断された場合には、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整える等、法令及び当社の定款によって許容される範囲内において当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

尚、買収防衛策の導入につきましては、今後も重要な経営課題のひとつとして法制度や関係当局の判断・見解、マーケットの受け止め方等の動きを注視しながら、導入の要否・内容等を検討してまいります。

以上